

## 寄付金及び余剰金取扱規程

### (目的)

第1条 本規程は、エズラ・F・ヴォーゲル・ハーバード大名誉教授追悼イベント実行委員会(以下「実行委員会」という。)及び実行委員会が行う事業(2022年2月8日(火)開催予定の追悼イベント及びサイドイベントを含む。以下「追悼事業」という)に対する寄付金及び余剰金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (資金の受入)

#### 第2条

1. 寄付者は寄付後に寄付の全部又は一部を取り消すことは出来ない。
2. 寄付者は実行委員会の活動、追悼事業及び第5条に定める事業(以下、総称して「本活動」という)の目的・利益を損なう動きをしてはならず、第3条の特典を除いて便宜・利益の供与を受けてはならない。
3. 反社会的勢力に関わる者からの寄付と認められた場合には実行委員会は寄付金の受け入れを直ちに辞退し返還する。
4. 寄付者は実行委員会に本活動の運営及び寄付金の費目使途を一任する。

### (特典)

第3条 追悼事業に関連した寄付・助成・協賛の特典は下記の通りとする。

特典	寄付金額(万円)	
	個人	法人
シンポジウム(無料1名)	4	50
シンポジウム(無料2名)	8	100
シンポジウム(無料3名)	12	150
懇親会参加(無料1名)	6	50
懇親会参加(無料2名)	12	100
懇親会参加(無料3名)	20	150
パンフレット/ちらし記載(協賛)		50
パンフレット/ちらし記載(特別協賛)		1000
追悼本・ビデオ進呈	10	100
追悼文(挨拶文)寄稿	20	150

(決算・監査)

第4条

1. 実行委員会は追悼事業の決算報告をイベント終了後3ヶ月以内に寄付者に交付するものとする。ただしイベント用ウェブサイト上の公開に代えることができる。
2. 実行委員会が選定した監事が会務全般及び会計事務の状況を監査する。

(余剰金の取扱い)

第5条

1. 余剰金が生じた場合には以下の事業を含む使途を計画し公表する。
  - (1) ヴォーゲル賞(日米中関係構築に寄与した学者・実務者等から定期的に選出)
  - (2) シンポジウム(ボーゲル賞贈呈と併せてシンポジウム・セミナーを定期的に開催)
  - (3) 奨学金(日米中の関係構築に貢献する人材を育成する教育費用の拠出)
  - (4) その他ヴォーゲル教授の貢献と功績の発展的継承に資する事業
2. 実行委員会は前項記載の事業の運営者を選定し引継ぐことができる。
3. 本規定における余剰金とは追悼事業における参加費、寄付、助成、協賛金の合計から追悼事業で生じた費用を差し引いた残りをいう。

(規程の適用)

第6条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 独立行政法人国際交流基金から助成を受け入れるとき。
- (2) その他事前に条件を合意した寄付・協賛を受け入れるとき。

この規程は、2021年11月25日から施行する。